

第 2 6 号議案

豊川市営住宅条例の一部改正について

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 3 年 2 月 2 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市営住宅条例の一部を改正する条例

豊川市営住宅条例（平成 9 年豊川市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

別表みなと住宅の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（豊川市児童遊園条例の一部改正）

2 豊川市児童遊園条例（昭和 3 9 年豊川市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

別表みなと住宅児童遊園の項を次のように改める。

西方みなと児童遊園	豊川市御津町西方揚浜 2 8 番地 4
-----------	---------------------

理 由

この案を提出するのは、入居者の移転が完了したみなと住宅を廃止する必要があるからである。